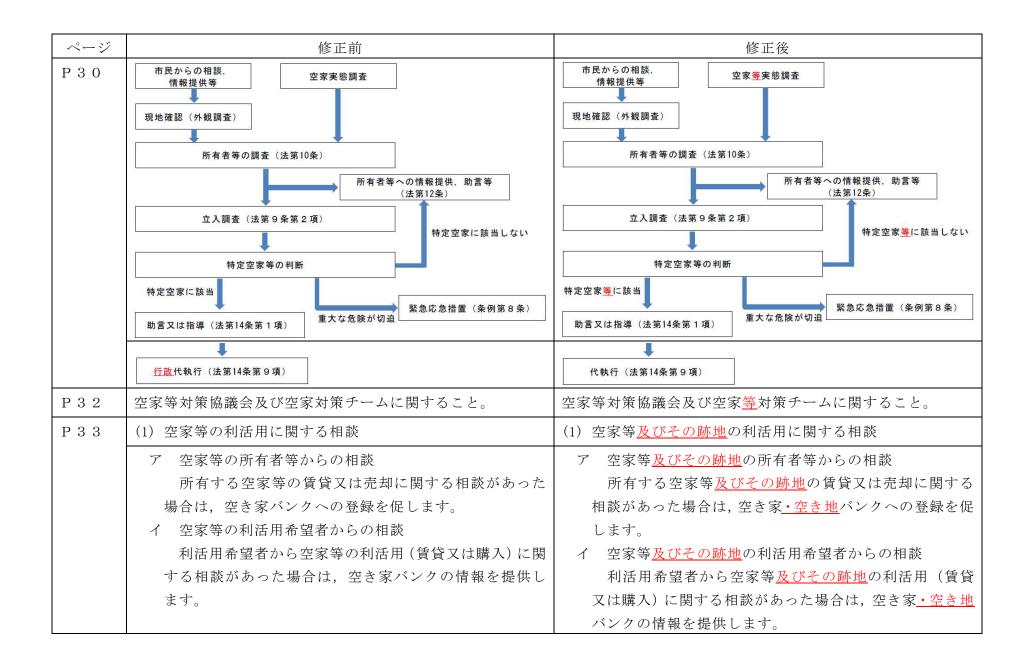
## パブリックコメント以外で修正した箇所

ページ	修正前	修正後
目次	第3章 空家等対策に関する基本方針及び基本施策	第3章 空家等対策に関する基本方針及び基本施策
	<ol> <li>基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>	<ol> <li>基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>
	2 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1) 空家等の段階に応じた対応	(1) 空家等の段階に応じた対応
	(2) 空家等及びその跡地の利活用の促進	(2) 空家等及びその跡地の利活用の促進
	(3) 特定空家等に対する適切な措置	(3) 特定空家等に対する適切な措置
	(4) 市民や関係機関との連携	(4) 市民や関係機関との連携
	3 基本施策及びその体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>11</u>	3 基本施策及びその体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4 各施策の具体的な取組 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 各施策の具体的な取組 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	第4章 空家等対策の実施体制	第4章 空家等対策の実施体制
	1 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・32	1 推進体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・32
	2 相談体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・33	(1) 空家等対策協議会
	第5章 その他空家等対策の実施に関し必要な事項	<u>(2) 空家等対策チーム</u>
	1 各施策の効果の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・34	2 相談体制の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・33
	2 計画の見直し方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・34	(1) 空家等及びその跡地の利活用に関する相談
	3 成果指標の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・34	(2) 空家等の適切な管理に関する相談
	4 取組一覧 ・・・・・・・・・・・・・35	第5章 その他空家等対策の実施に関し必要な事項
	資料編	1 各施策の効果の検証 ・・・・・・・・・・・・・・・・34
	○空家等対策の推進に関する特別措置法・・・・・・・・・・39	2 計画の見直し方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・34
	○笠岡市空家等の適切な管理に関する条例 ・・・・・・・・・・45	3 成果指標の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
	○笠岡市空家等の適切な管理に関する規則 ・・・・・・・・・48	4 取組一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
		資料編
		○空家等対策の推進に関する特別措置法 ・・・・・・・・・・39
		○笠岡市空家等の適切な管理に関する条例 ・・・・・・・・・・・45
		○笠岡市空家等の適切な管理に関する規則 ・・・・・・・・・・48

ページ	修正前								修正	後			
P 4		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年			平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
	世帯数	19, 834	20, 244	19,676	19, 189	18, 406		世帯数	19, 834	20, 244	19,676	19, 189	18, 406
	人口	59, 300	57, 272	54, 225	50, 568	46, 088		人口	59, 300	57, 272	54, 225	50, 568	46, 088
	14歳以下人口	8,610	7, 453	6, 350	5, 534	4, 566		14歳以下人口	8,610	7, 453	6, 350	5, 534	4, 419
	15~64歳人口	35, 406	33, 665	31, 046	27, 349	23, 868		15~64歳人口	35, 406	33, 665	31, 046	27, 349	23,004
	65歳以上人口	15, 284	16, 15 <mark>4</mark>	16, 818	17, 519	17,654		65歳以上人口	15, 284	16, 15 <mark>4</mark>	16, 818	17, 519	17,064
	割 14歳以下	14. 5%	13. 0%	11.7%	10.9%	9. 9%		割 14歳以下	14.5%	13. 0%	11. 7%	11.0%	9. 9%
	合 15~64歳	59. 7%	58. 8%	57. 3%	54. 1%	51.8%		15~64歳 合	59. 7%	58. 8%	57. 3%	54. 3%	51.7%
	65歳以上	25. 8%	28. 2%	31.0%	34.6%	38.3%		65歳以上	25.8%	28. 2%	31.0%	34.8%	38.4% 査結果から)
	(国勢調査結果から)										1000 t 40 00 t 1000 1000 1000 t		
P 5	高齢者世帯数は,65歳以上 <u>の</u> 高齢者単身世帯,高齢者夫婦				高	齢者世帯数	(は, 65	歲以上₫	)み一般†	世帯数が	増加し,全世		
	のみ世帯 <u>ともに増加</u> しています。				帯に	<u>占める</u> 高齢	者単身世	世帯,高	齢者夫婦	のみ世間	亨 <u>の割合が上</u>		
					<u>昇</u> し	ています。							
P 7	市民から窓口に寄せられた管理不全な空家等に関する相談			市	市民から窓口に寄せられた管理不全な空家等に関する相談								
	は, 法が施行された平成27年度は73件 <u>だった</u> が, それ以降				は, 法が <u>全部</u> 施行された平成27年度は73件 <u>でした</u> が, それ								
	は、20件から30件で推移し、令和元年度以降増加傾向にあ			以降	以降は、20件から30件で推移し、令和元年度以降増加傾向								
	ります。						にあ	ります。					
P 1 1	条例 <u>では</u> 市と	市民が抗	協働で取	組を進め	ることだ	5 規定されて	条	例 <u>には,</u> 市	でと 市民な	が協働で	取組を進	めること	が規定され
	います。			てい	ます。								
	このため, 市民からの相談ニーズに対応できるよう, 行政内			Ĺ	のため, 市	民からの	相談二一	-ズに対応	芯できる	よう,行政内			
	部の関係する部署が連携し、さらに、宅地建物取引業などの関			部の	関係する剖	8署が連携	隻し, さら	っに,宅地	建物取引	業などの関			
	係事業者や関係資格専門家の団体との連携を図り <u>対応し</u> ま					係事	業者や関係	資格専門	月家の団	本との連	携を図り	ます。	
	す。												

ページ	修正前	修正後
P 1 5	・まちづくり出前講座の実施や岡山県空家等対策推進協議会	・まちづくり出前講座の実施や岡山県空家等対策推進協議会
	を構成する関係団体との連携によるセミナーや相談会 <u>を</u> 開	を構成する関係団体との連携によるセミナーや相談会 <u>の</u> 開
	催	催
	・市民意識調査等による空家等に関する認識 <u>を</u> 把握	・市民意識調査等による空家等に関する認識 <u>の</u> 把握
P 1 7	これから居住したい <u>空家等</u> や現在の住まいに,必要な設備	これから居住したい <u>空き家</u> や現在の住まいに,必要な設備
	や耐震性が備わっていないため、活用や住み続けることを断	や耐震性が備わっていないため、活用や住み続けることを断
	念する場合があります。	念する場合があります。
	・空家等及びその跡地の活用を促すため, 既存制度の拡充やD	・空家等及びその跡地の活用を促すため, 既存制度の拡充やD
	IY補助等の新しい制度 <mark>を</mark> 検討	IY補助等の新しい制度 <u>の</u> 検討
P 1 8	空き家登録	空き家 <u>・空き地</u> 登録
	空き家確認	空き家 <u>・空き地</u> 確認
P 1 9	※1 「若者会議」とは、若者が住みやすいまちにするため、	※1 「地域おこし協力隊」とは、地方自治体が都市住民の方
	若者が自ら考え, 自ら企画し, 自ら実行するための場とし	々を受け入れて委嘱し, 一定期間以上, 第一次産業 (農林
	て、市が組織する団体です。	漁業など) の応援や地域振興, 地域住民の方の生活サポー
	※2 「地域おこし協力隊」とは、地方自治体が都市住民の方	トなど, 地域協力活動に従事することで, 地域社会の新た
	々を受け入れて委嘱し, 一定期間以上, 第一次産業(農林	な担い手として,地域力の維持・強化を図ることを目的と
	漁業など) の応援や地域振興, 地域住民の方の生活サポー	した国の制度です。
	トなど, 地域協力活動に従事することで, 地域社会の新た	※2 「若者会議」とは、若者が住みやすいまちにするため、
	な担い手として,地域力の維持・強化を図ることを目的と	若者が自ら考え、自ら企画し、自ら実行するための場とし
	した国の制度です。	て、市が組織する団体です。

ページ	修正前	修正後
P 2 3	空家等は,所有者等が自主的に <u>除却する</u> ことが基本となり	空家等は,所有者等が自主的に <u>維持管理</u> することが基本と
	ますが、経済的理由により維持管理ができない等の場合があ	なりますが、経済的理由により維持管理ができない等の場合
	ります。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる	があります。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険と
	おそれ <u>の</u> あると認定した「特定空家等」については、周辺の生	なるおそれ <mark>が</mark> あると認定した「特定空家等」については、周辺
	活環境に悪影響を及ぼし、放置することが不適切であること	の生活環境に悪影響を及ぼし,放置することが不適切である
	から,除却に関する支援を行うことにより,所有者等による除	ことから,除却に関する支援を行うことにより,所有者等によ
	却を促します。また、住宅を除却することにより固定資産税等	る除却を促します。また、住宅を除却することにより固定資産
	の住宅用地特例の適用外となり、その跡地に係る税額が上が	税等の住宅用地特例の適用外となり、その跡地に係る税額が
	るため、老朽度の高い住宅であっても除却が進まない傾向に	上がるため、老朽度の高い住宅であっても除却が進まない傾
	あります。このことから、老朽空き家の除却後における土地の	向にあります。このことから、老朽空き家の除却後における土
	固定資産税等の上昇の負担を軽減する支援を引き続き行いま	地の固定資産税等の上昇の負担を軽減する支援を引き続き行
	す。	います。
P 2 4	ア 建築物 <u>の</u> 崩壊,落階している,又はそのおそれがある。	ア 建築物 <u>が</u> 崩壊,落階している,又はそのおそれがある。
P 2 5	ア ごみ等の放置,不法投棄による悪臭の発生があり,地域住	ア ごみ等の放置,不法投棄による悪臭の発生があり,地域住
	人の日常生活に支障を及ぼしている,又は地域住民の日常	民の日常生活に支障を及ぼしている,又は地域住民の日常
	生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが,ごみ等の放	生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが、ごみ等の放
	置,不法投棄による悪臭の発生のおそれがある。	置,不法投棄による悪臭の発生のおそれがある。
P 2 6	(2) 空家等に <u>すみついた</u> 動物等が原因で,以下の状態にある	(2) 空家等に <u>住みついた</u> 動物等が原因で,以下の状態にある
	もの	もの
P 2 8	2 そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態	2 そのまま放置すれば <u>著しく</u> 衛生上有害となるおそれのあ
		る状態



ページ	修正前		修正後		
P 3 4	本計画の進行については、空家等対策協議	&会に報告を行い	本計画の進行については、空家等対策協議会に報告を行い		
	ます。その上で、計画に基づく本市の支援措置	置や空家等対策の	ます。その上で、計画に基づく本市の	支援措置や空家等対策の	
	効果を検証し、その結果を踏まえて計画 <u>を</u> 見	直しを行います。	効果を検証し、その結果を踏まえて計画 <u>の</u> 見直しを行います。		
	本計画における進捗状況を管理するため、基	基本施策に対応し	本計画における進捗状況を管理す	るため, 基本施策に対応	
	た成果指標とするとともに,上位計画等との	整合性や定期的	した成果指標とするとともに,上位計画等との整合性や定期		
	なモニタリングの可否等を勘案し,以下の目	目標値を設定しま	的なモニタリングの可否等を勘案し,以下の目標値を設定し		
	す。		ます。		
	地域が主体となって空き家対策を実施してい る地区数	地域が主体となって空き家対策を実施してい る地区数	1 <u>地区</u> 5 <u>地区</u> (R4~R8)		
	基本施策2 空家等の流通・利用促進		基本施策2 空家等 <u>・跡地</u> の流通・和	利用促進	

ページ	修正前		修正後		
P 3 5	<u>計画策定に必要な</u> 空き家の所在やその状	態等を把握するため	空き家の所在やその状態等を把握するために実施した調査の		
	に実施した調査の概要を記載するもの		概要を記載するもの		
	空家等についての意識を広く市民の間で	普及させ, 新たな空	空家等についての意識を広く市民の間で普及させ, 新たな空		
	   家等が発生しないよう <u>する</u> 管理責任や適	正管理を啓発するも	家等が発生しないよう管理責任や適正管理を啓発するもの		
	σ o				
	窓口・通知でのチラシによる啓発 <u>【新規</u> 】		窓口・通知でのチラシによる啓発		
P 3 6	空き家バンクに登録した空き家に残って	いる家財道具などの	空き家バンクに登録した空き家に残って	いる家財道具などの	
	処分・搬出することにより,空き家の利用	用を促進するもの	   処分・搬出 <u>に要する費用の一部を助成</u> する	ることにより, 空き家	
			の利用を促進するもの		
	修正前				
	空き家バンク活用奨励金交付事業		主体の協働による空家等対策事業に取り組むまちづくり協議会, N.P. ク登録の促進等により,交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの	定住促進センター	
	空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業		フォームする費用を助成することにより、空き家の利用を促進するも	定住促進センター	
	空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家の解体撤去費用の一部	を助成することにより,空き地バンクへの登録を促進するもの	定住促進センター	
	空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	空き家バンクに登録した物件をリ するもの	フォームする費用 <u>の一部</u> を助成することにより,空き家の利用を促進	定住促進センター	
	空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	The state of the s	を助成することにより, 空き地バンクへの登録を促進するもの	定住促進センター	
	空き家バンク活用奨励金交付事業		主体の協働による空家等対策事業に取り組むまちづくり協議会, N P ク登録の促進等により,交流拡大・定住促進・地域活性化を図るもの	定住促進センター	
	地域 <mark>独自</mark> の取組の参考となるよう, 身近	か活田事例を情報提	地域の取組の参考となるよう, 身近な活	田事例を情報提供す	
	世域が直の収益の多っとなるよう、	640円 <del>す</del> がで用私庭	地域の収幅の多ちとなるよう, 男社な出   るもの	<b>万事がでは私庭にす</b>	
P 3 7	文書等による管理の促進		文書等による管理の促進		
			110000000000000000000000000000000000000		
	所有者等への情報提供		所有者等への情報提供による意向把握		

ページ	修正前		修正後				
P 3 7	協働のまちづくり課・都市計画		協働のまちづくり課・都市計画 <mark>課</mark>				
	修正前						
	既存制度拡充・新設検討	除却に関する既存制度の拡充や新	定住促進センター・税務課・都市計画課				
	地区説明会・広報紙・ホームページによる制度周知	除却に関する支援を周知するもの	定住促進センター・都市計画課				
	修正後						
	地区説明会・広報紙・ホームページによる制度周知	除却に関する支援を周知するもの		定住促進センター・都市計画課			
	既存制度拡充・新設検討	除却に関する既存制度の拡充や新	しい制度を検討するもの	定住促進センター・税務課・都市計画課			
	修正前						
	老朽空き家等解体撤去に係る固定資産税等相当額一部助成事業	老朽空き家が管理不全な状態にな	ることを防止し,解体撤去による所有者の税負担を軽減するもの	定住促進センター			
	特定空家等解体撤去費助成金交付事業	適正な管理が行われていない特定	空家等の除却を図るもの	都市計画課			
	修正後						
	特定空家等除却事業補助制度	適切な管理が行われていない特定	空家等の除却を図るもの	都市計画課			
	老朽空き家等解体撤去に係る固定資産税等相当額一部助成制度	老朽空き家が管理不全な状態にな	ることを防止し,解体撤去による所有者の税負担を軽減するもの	定住促進センター			
P 3 8	特定空家等の <mark>認定</mark>		特定空家等の <u>判断基準</u>				
P 4 5	○笠岡市空家等の適切な管理に関する条例 <u>(案)</u>		○笠岡市空家等の適切な管理に関する条例				
	(令和_年_月日笠岡市条例第	号)	(令和 <u>4</u> 年 <u>3</u> 月 <u>29</u> 日笠岡市条例第 <u>13</u> 号)				
P 4 8	○笠岡市空家等の適切な管理に関する規則 <u>(案)</u>		○笠岡市空家等の適切な管理に関する規則				
	(令和年月日笠岡市規則第号)		(令和 <u>4</u> 年 <u>3</u> 月 <u>29</u> 日笠岡市規則第 <u>6</u> 号)				

ページ	修正前	修正後
P 4 8	第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法	第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法
	(平成26年法律第127号。以下「法」という。) 及び笠	(平成26年法律第127号。以下「法」という。) 及び笠
	岡市空家等の適切な管理に関する条例(令和年笠岡市条	岡市空家等の適切な管理に関する条例(令和4年笠岡市条
	例第号。以下「条例」という。)の施行に関し,必要な	例第 <u>13</u> 号。以下「条例」という。)の施行に関し,必要な
	事項を定めるものとする。	事項を定めるものとする。
P 4 9	6 法第14条第7項の規定による通知は、公開による意見	6 法第14条第7項の規定による通知は、公開による意見
	の聴取通知書 (様式第11号) により行うものとし, 同項の	の聴取 <u>実施</u> 通知書(様式第11号)により行うものとし,同
	規定による公告は、公開による意見の聴取を実施する旨の	項の規定による公告は、公開による意見の聴取を実施する
	公告(様式第12号)により行うものとする。	旨の公告(様式第12号)により行うものとする。